

短期滞在中に自動車を運転する方へ
(ミシガン州及びオハイオ州)

ミシガン州及びオハイオ州とも、国際運転免許証(発行日から1年間有効※)を携行することで、日本の自動車運転免許証での運転が認められています。

※ 国際運転免許証は、元となる自動車運転免許証が有効であることが前提で、元となる運転免許証が失効する場合には同時に失効します。

国際運転免許証のみでの運転は認められておらず、日本の自動車運転免許証を併せて携行する必要があることにご注意ください。

【関連リンク】

国際運転免許証の取得方法(海外からの代理申請を含む)

警察庁ホームページ https://www.npa.go.jp/annai/license_renewal/living_abroad.html

【ご注意】

国際運転免許証での運転は、主に短期商用、観光で当地に滞在する方が運転する場
合を想定しており、ミシガン州及びオハイオ州の自動車管理局(SOS)とも、1年間
を超える滞在を予定して入国した場合は、住所が決定した後速やかに居住する州の自
動車運転免許証を取得するよう推奨しています。